

告示

埼玉県告示第二百三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―十二―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市菖蒲町大字下栢間字下在来八百四十四番一他

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万五千五百三十六立方メートル